

検査標章裏面余白を活用した「前検査車両へ点検整備注意喚起文の記載」 に関する意見の募集について

令和元年 11 月 21 日
国 土 交 通 省
自 動 車 局 整 備 課

国土交通省では、平成 29 年 1 月より検査標章の視認性向上を図るためにデザインを変更し、検査標章裏面の余白に行政から自動車ユーザーに向けたお知らせを記載できるようにしております。

自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられておりますが、その実施状況は乗用車で 6 割程度に留まり、決して十分な状況とは言えません。このため、定期点検整備実施率のさらなる向上を図るため、令和 2 年 4 月 1 日から車検時に前検査^(※)として受検された車両については、別紙により点検整備注意喚起文を検査標章裏面の余白に記載する予定としております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

※車検前に定期点検整備を行わず、車検後に定期点検整備を行うことを前検査（後整備）と呼んでいます。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

検査標章裏面余白を活用した「前検査車両へ点検整備注意喚起文の記載」について（別紙）

2. 意見募集期間

令和元年 11 月 21 日（木）～令和元年 12 月 12 日（木）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「検査標章裏面余白を活用した「前検査車両へ点検整備注意喚起文の記載」に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_tpb_seb2@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ FAXの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

FAX番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

- ① 頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。
- ② 氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。
- ③ 住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42412）

FAX 03-5253-1639